

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税法における個人住民税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須恵町は、地方税法における個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、端末画面や印刷物などを他者の目に触れないように配置・保管し、ICカードを持った者のみに事務処理を許可するなど、厳重な管理のもと、個人情報の外部漏えい防止に努めることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

須恵町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、個人住民税に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 地方税法等の規定に基づき、住民からの申告、税務署への申告情報、給与支払者・年金保険者から提出された支払報告書をもとに、住民税額を算出して賦課を行う。 2. 住民等の申請に基づき、住民税の賦課、異動、照会及び証明書の発行・通知書の出力等を行う。 3. 個人住民税の賦課に関する事務に必要な給与・年金支払報告書等の提出、各種申請・届出、所得税申告書等に関する情報の入手、情報の提供の一部を、法令等に基づいて一般社団法人地方税電子化協議会を通じて行う。
③システムの名称	個人住民税システム 収納管理システム 滞納管理システム 確定申告支援システム 国税連携システム 電子申告システム 課税資料ファイリングシステム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報ファイル、収納管理情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 (別表第二における情報照会の根拠となる項) 27 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	須恵町役場 税務課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-932-1495
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	須恵町役場 税務課 〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地 電話 092-932-1495

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

